

(お知らせ)

令和5年9月15日
京都市行財政局
〔担当 コンプライアンス推進室〕
TEL 075-222-4069

令和5年度京都市公正職務執行審議会の開催結果について

令和5年8月24日（木）に開催しました令和5年度京都市公正職務執行審議会の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

1 日 時

令和5年8月24日（木）午後1時30分～午後3時

2 場 所

京都市役所本庁舎1階 第1会議室

3 出席者

委 員 曾我部真裕、内藤郁子、中村邦義、松浦由加子、柳本依子
（敬称略、五十音順、裏面参照）

京都市 人事担当局長 藤田洋史 ほか

4 議事内容

京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく要望等及び不正な要望等の状況について

令和4年度における要望等の件数（総数5, 241件）及び傾向等について報告し、委員から意見をいただいた。

令和4年度の要望等のうち、措置を講じた不正な要望等及び不正な言動を伴う要望に該当する事案5件（事案の概要については別紙参照）について報告し、委員から意見をいただいた。

なお、事案のうち、1件については、被害者保護のため概要を非公表とすることについて審議いただき、妥当であるとの意見をいただいた。

京都市公正職務執行審議会委員名簿

＜任期：令和３年１０月１日～令和５年９月３０日＞

（敬称略・五十音順）

氏 名	役 職 等
◎曾我部 真裕 （そがべ まさひろ）	京都大学大学院法学研究科教授
内藤 郁子 （ないとう いくこ）	特定非営利活動法人 京都景観フォーラム理事長
○中村 邦義 （なかむら くによし）	京都産業大学法学部教授
松浦 由加子 （まつうら ゆかこ）	弁護士
三木 和幸 （みき かずゆき）	元京都府警察本部総務部長
桺本 依子 （やなぎもと よりこ）	(株)アナテック・ヤナコ 代表取締役

※ 氏名左の◎は会長、○は副会長を示す。

不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の事案の概要と講じた措置について

【1】

年月日	令和4年4月
事案の概要	令和4年4月、要望者から、公文書公開請求があり、同月、要望者が写しの作成に要する費用を、当該所管課へ持参し、郵送で交付することになっていた写しの交付を、その場で交付をするよう要望した。公文書公開制度を担当する情報化推進室と当該部署とで協議の上、その場で要望者へ交付したが、請求した文書のうち一部について、不存在であることに対して、要望者は納得できない旨を主張した。 担当職員から不存在である旨を回答したが納得を得られず、別の職員からも繰り返し丁寧に説明したものの納得を得られなかった。 要望者は、上司を出すよう要望をするとともに、当該部署の執務室内部へ入ろうとしたため、職員が制止を試みたが、要望者が押しのけようとしたため、後方に転倒した。
講じた措置内容及びその後の状況	複数の職員が制止を試みたが、要望者は興奮が収まらなかったため、直ちに警察へ通報し、駆けつけた警察官により、警察署へ連行された。

【2】

年月日	令和4年5月
事案の概要	令和4年5月、生活保護受給者である要望者が、開庁時間より前に来庁し、担当ケースワーカーとの面談を強く求めたため、当該課の面接室にて職員2名が対応をした。 要望者は、生活費を使い果たし、食べ物が無いことから、食料の提供を要望した。職員から、要望には応じられないことを回答したところ、要望者は激昂し、面接室内の机を蹴り、アクリル板を倒すなど暴れた上で、職員の胸ぐらをつかもうとし、左胸を押した。
講じた措置内容及びその後の状況	直ちに警察へ通報し、駆けつけた警察官により、公務執行妨害の容疑で逮捕された。

【3】

年月日	令和4年9月
事案の概要	令和4年9月21日午前中に、要望者から当該所管課に対し、公園管理に関して電話で繰り返し要望があった。職員が対応を案内するが、要望者が今すぐ対応するよう求めるため、即時の対応はできないと説明していた。 午後になり、要望者が当該所管課に来所し、同様の要望を申し入れたため、職員が対応をしていたところ、次第に大声で騒ぎだした。職員がなだめようと注意したところ暴言を吐かれ、さらに暴言を吐くことについて注意したところ、要望者は職員の胸を叩いたり脚を蹴るなどの暴力行為に及んだ。
講じた措置内容及びその後の状況	直ちに警察へ通報し、駆けつけた警察官により、公務執行妨害の容疑で逮捕された。

【4】

年月日	令和5年1月
事案の概要	生活保護受給者である要望者は、生活保護受給中にバイクの自損事故の保険金を受領したため、職員が生活保護費を返還してもらう必要があると伝えたところ、生活保護費の返還請求をさせないよう、職員に対して電話や来庁にて執拗に脅迫行為（返還請求するなら職員を殺害する、職員の家族に危害を加える、区役所に火をつける等）を繰り返したため、警察署に被害届の提出を行った。
講じた措置内容及びその後の状況	警察へ相談し、被害届を提出。後日、職務強要及び恐喝未遂の容疑で逮捕。